

社会福祉法人晃和会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(令和7年8月22日晃和会例規332号)

(目的および意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人晃和会（以下「法人」という。）の定款第8条、第21条及び社会福祉法人晃和会評議員選任・解任委員会運営細則第6条の規定に基づき、役員、評議員及び選任・解任委員、「特別養護老人ホーム大平荘」利用に関する検討委員会要綱に基づく検討委員、社会福祉法人晃和会苦情解決実施要綱に基づく第三者委員、社会福祉法人晃和会本道の街デイサービスセンター運営推進会議設置要綱に基づく運営推進委員、社会福祉法人晃和会競争入札要綱に基づく入札立会人、及び社会福祉法人晃和会プロポーザル実施要綱に基づく選考審査委員（以下、「役員等」という）の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 検討委員とは、「特別養護老人ホーム大平荘」利用に関する検討委員会要綱に基づき置かれる者をいう。
- (7) 第三者委員とは、社会福祉法人晃和会苦情解決実施要綱に基づき置かれる者をいう。
- (8) 運営推進委員とは、社会福祉法人晃和会本道の街デイサービスセンター運営推進会議設置要綱に基づき置かれる者をいう。
- (9) 入札立会人とは、社会福祉法人晃和会競争入札要綱に基づき置かれる者をいう。
- (10) 選考審査委員とは、社会福祉法人晃和会プロポーザル実施要綱に基づき置かれる者をいう。
- (11) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (12) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 法人は、役員等に対して、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 3 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 法人の全理事の報酬総額は、年間50万円以内とする。

2 法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。

3 法人の役員等の報酬は、別表に定める。

(費用弁償)

第5条 役員等には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、社会福祉法人晃和会職員等の旅費に関する規程に準じて旅費として支給することができる。

(報酬等の支給)

第6条 役員等の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年9月3日から施行する。

(支給に関する経過措置)

- 2 この規程の施行日にかかわらず第2条第1項第5号に規定する評議員選任・解任委員については支給することができるものとする。

(廃止措置)

- 3 「社会福祉法人晃和会委員等の費用弁償規程」及び「社会福祉法人晃和会役員等の報酬及び費用弁償に関する取扱い要綱」は平成29年3月31日をもって廃止する。

別表

区分	報酬（1人につき）	
第2条の（1） 理事・監事	理事会、評議員会、監事会及び法人のための会議 に出席の都度	8,000円
	本規程第2条(5)～(8)の委員会に出席の都度	3,000円
第2条の（4） 評議員	理事会、評議員会、監事会及び法人のための会議 に出席の都度	5,000円
	本規程第2条(5)～(8)の委員会に出席の都度	3,000円
第2条の（5） 評議員選任・解任委員	当該委員会及び法人のための会議に出席の都度	3,000円
第2条の（6） 入所判定委員		
第2条の（7） 苦情解決第三者委員		
第2条の（8） 運営推進委員		
第2条の（9） 入札立会人	本会競争入札要綱に基づく入札及び法人のための 会議に出席の都度	8,000円
第2条の（10） 選考審査委員	本会プロポーザル実施要綱に基づく選考審査委員 会及び法人のための会議に出席の都 度	8,000円

※役員等が上記区分を兼務した場合の報酬については、金額がより高い報酬のみとし重複して支給しない。

